

食品リサイクル専門委員会での審議経過

平成12年6月に制定された食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）は、平成19年6月13日に改正法が公布され、公布日から6月を超えない範囲内において制令で定める日から施行されることとされた。

これを受け、食品リサイクル法第3条第3項の規定及び第7条第3項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改正について、平成19年7月25日に環境大臣より中央環境審議会に諮問されたところ。また、これより先平成19年7月24日には農林水産大臣より食料・農業・農村政策審議会に同様の諮問がされたところ。

諮問された事項について、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会（委員長：石川雅紀、神戸大学大学院経済学研究科教授）及び農林水産省が設置する食料・農業・農村政策審議会食品産業部会食品リサイクル小委員会（座長：牛久保明邦、東京農業大学国際食料情報学部教授）との合同会合により調査・審議を行ったところ。

平成19年7月24日 食料・農業・農村政策審議会諮問（農林水産大臣）

7月25日 中央環境審議会諮問（環境大臣）

7月27日 第1回合同会合（中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会第6回食品リサイクル専門委員会、食料・農業・農村政策審議会食品産業部会第1回食品リサイクル小委員会）
合同審議会の進め方、基本方針及び判断基準の見直しの検討

8月10日 第2回合同会合
熱回収の基準、定期報告事項及び情報提供のあり方、再生利用事業計画の認定基準についての検討

8月24日 第3回合同会合
基本方針、判断基準における再生利用等実施率目標についての検討

9月10日 第4回合同会合
再生利用対象製品の追加、最終取りまとめ（案）についての検討

9月26日～10月25日 パブリックコメント公募（施行令関係部分）

9月28日～10月27日 パブリックコメント公募（施行規則、基本方針関係部分）

食料・農業・農村政策審議会食品産業部会においては、平成19年11月8日に同食品リサイクル小委員会での審議経過の報告並びに答申案について審議されたところ。

環境省は、本答申に基づき、農林水産省と共同で食品リサイクル法の施行令等の改正等を検討し、必要な措置を講じていく。